生駒市条例第2号

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年9月生駒市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第21条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

- 第21条の2 パートタイム会計年度任用職員が動物の死体処理、有害鳥獣等の 捕獲若しくは駆除又は下水路の汚泥取出作業に従事したときは、特殊勤務に係 る報酬を支給する。
- 2 前項に規定する報酬の額は、日額400円とする。

第25条第2項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難いと認められる場合における通勤に係る費用弁償の支 給に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。